

# ◆ 「当座勘定規定」の一部改定のお知らせ ◆

当社では、一般社団法人全国銀行協会が公表した「融資取引および当座勘定取引における暴力團排除条項参考例の一部改正について」（平成 23 年 6 月 2 日公表）を踏まえ、規定内容の明確化を図るため、平成 23 年 12 月 1 日より、当座勘定規定を一部改定します。

なお、改定後の新規定は、改定前よりお取引いただいているお客さまに対しても適用されます。改定内容の詳細および新規定をご入用のお客さまは窓口までお申し付けください。

当社では、今後も反社会的勢力との取引防止・関係遮断のための取組を積極的に行なって参りますので、お客様のご理解とご協力を願い申し上げます。

株式会社 埼玉りそな銀行

## 【対象規定】

規 定 名	改 定 箇 所
当座勘定規定（一般当座用）	第 24 条②（解約）
当座勘定規定（個人当座用）	第 24 条③（解約）
当座勘定規定（専用約束手形口用）	第 22 条③（解約）

## 【改定内容（例）<当座勘定規定（一般当座用）>】

改 定 前	改 定 後
<p><b>第 24 条（解約）</b></p> <p>①省略（変更なし）</p> <p>②前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。</p> <p>1.当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2.本人が、次のいずれかに該当したことが判明した場合</p> <ul style="list-style-type: none"><li>A. 暴力團</li><li>B. 暴力團員</li><li>C. 暴力團準構成員</li><li>D. 暴力團関係企業</li><li>E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等</li><li>F. その他前各号に準ずる者</li></ul> <p>3.省略（変更なし）</p> <p>③省略（変更なし）</p> <p>④省略（変更なし）</p>	<p><b>第 24 条（解約）</b></p> <p>①省略（変更なし）</p> <p>②前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、当社が取引を継続することが不適切である場合には、当社はこの取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの当座勘定を解約することができるものとします。<u>なお、この解約によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この解約により当社に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。</u></p> <p>1.当座勘定開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</p> <p>2.本人が、<u>暴力團、暴力團員、暴力團員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力團準構成員、暴力團関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力團員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>A. 暴力團員等が経営を支配していると認められる関係を有すること</u></li><li><u>B. 暴力團員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること</u></li><li><u>C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力團員等を利用していると認められる関係を有すること</u></li><li><u>D. 暴力團員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること</u></li><li><u>E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力團員等と社会的に非難されるべき関係を有すること</u></li></ul> <p>3.省略（変更なし）</p> <p>③省略（変更なし）</p> <p>④省略（変更なし）</p>

